

○議長 辻本 一夫君

まず7番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

7番、公明党の松岡です。通告書に従いまして一般質問させていただきます。

件名1、防災・減災についてです。

私が議員になりまして、今回、防災・減災に関わる一般質問につきましては10回目を数えることになりました。重要な課題でありますので、引き続き防災・減災の対策についてはですね、しっかりお伺いしてまいりたいと思います。

今年もですね、7月初旬に全国各地で自然災害による甚大な被害が発生しました。国はですね、2018年から3か年で緊急対策、これは6兆8,000億円を使ってですね、対策を講じられたわけですけど、その後、自治体からはですね、防災・減災の国土強靱化対策の継続の要望が提出されたところでもあります。公明党としましても、新たな計画を策定し必要十分な予算を確保するように国に求めたところでもあります。そういった結果、国は2021年から25年度の5か年とする防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を15兆円程度ですね、規模の予算を使って決定されております。また、町につきましても国・県のこういった計画に準じてですね、3月に芦屋町地域強靱化計画を策定されたところでもあります。

しかしながら、私、一般質問させていただいておりますけども、いまだに対策として十分ということとは当然ないかと思うんですけども、いまだ十分な条件に達していないという状況にありますので、町の現在のですね、自然災害対策上の課題、それから今後の対策について伺ってまいりたいと思います。

要旨（1）ですが、国の防災・減災、国土強靱化のための加速対策に関わる事業は、町にどのように関係するのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

芦屋町の強靱化計画につきましては平成25年に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法、いわゆる国土強靱化基本法が公布・施行され、平成26年に国が国土強靱化基本計画を策定し、平成28年3月に福岡県地域強靱化計画を策定、令和元年6月に県の計画が改定されました。それらを踏まえ、国・県の計画に準じた芦屋町地域強靱化計画を令和3年3月に策定しております。

国は国土強靱化計画を進めていくため5か年加速化対策が示され、支援・促進策として各省庁から交付金・補助金が示されています。各省庁からの事業が採択されるためには町の地域強靱化

令和3年第3回定例会（松岡泉議員一般質問）

計画に掲載されていることが重要であり、優先採択理由の1つとなっております。そのため地域強靱化計画の観点から、支援、重点配分、優先採択の対象となる事業について該当するものはないか各所管課よりヒアリングを行い、新たな事業がある場合には追記を行い、補助金等の採択を受けやすいよう芦屋町地域強靱化計画の改定を進めています。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

答弁ありがとうございます。町の防災施策を完遂する上ではですね、国のそういった強靱化計画にかんでいくということが重要かなと思います。それを有効に活用して町の対策を講じていく必要があると思うんですけども、この対策を講じる上で一番重要なところはどこかということになります。これは町の課題がどこにあるかということをしかりと把握した上で、効果的な予算措置、対策を講じていく必要があるかと思うんですけども。

それですね、(2)の要旨に移りますけども町としてはですね、今回は地震関係も町のほうとしては想定しておりますが、7月、こういった8月、台風等も含めてですね、浸水被害等が非常に頻発する状況にありますし、土砂災害についても懸念されるわけでありますので、(2)では風水害に限定してですね、町の課題、それからそれに対する対策をどのように考えておられるのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

風水害等の対策につきましては、遠賀川及び西川の重要水防箇所からの浸水、汐入川の越水及び道路冠水等による状況の把握、台風等により停電が長期化となった場合の対応が課題であるというふうに考えております。

対応策につきましては、災害の情報等の収集につきましては消防団及び職員での町内巡回等により災害情報の収集を行っていきます。また、町民への情報発信については今年度導入に向けて整備している地域情報伝達システム、各戸に戸別受信機を配付しておりますが、これにより各世帯等に情報を配信することで災害時の情報を受け取ることができるようになり、早めの避難判断等ができるようになります。

停電が長期化した場合は各施設の自家用発電機または太陽光発電だけでは長期間対応することができないため、小型発電機を設置し対応していくよう考えています。停電時の電力供給については、今後も検討を進めていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

課題についてはですね、浸水被害状況の把握、それから停電が長く続いた場合ですね、電力の供給をどうするかというところにあるという課題が提示されましたけども、停電時の電力供給についてはですね、生活する上ではもう不可欠なものでありますので、この対策も十分やらなくちゃいけないと思うんですが、被害状況の収集については人的な状況確認も必要と思うんですけども、これにつきましてはですね、私は今まで水位計の増設についてもちょっとお聞きしたところがございます。そういったことなんですけれども。要旨（3）に移りますけれども、そういった中でさらにですね、そういった被害状況を把握するための方法・手段を私は考えたほうがいいというふうに考えるわけですね。

要旨の（3）に移りますけれども、危険区域の詳細な情報を早期に収集するためにですね、手段・方法について検討すべきではないかということで通告書に記載しております。浸水被害についてはですね、当然、越水による被害が想定されますし、今回の8月の雨の状況についても執行部側から状況について報告がなされております。内水氾濫についてもですね、当然配意しなければならぬわけなんですけども、そういったことで水位計の増設、これはですね、遠賀川河川事務所と調整するというところで答弁をいただいております。今後もそれも引き続きだというふうに考えるわけなんですけども、そのほかにですね、今、ちまたでは監視カメラを設置したらどうかか意見があります。それと、私自身もそういうことを勘案すれば人員による確認は必要なんですけども、今、ドローン、AIそういったものを使ってですね、被害状況を確認するようなこともいろんな自治体でも検討されてるんですけど、これについての考えはどうなのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

先ほど言われました遠賀川右岸側の山鹿河畔公園から汐入川一帯は、堤防高不足のため重要水防箇所指定され越水の危険性があり、西川においても東小学校の上流左岸側が一部堤防高不足の箇所指定され、この箇所についても越水の危険性があるような状況でございます。現在では、先ほども言いました職員や消防団による巡回による情報収集しか方法がないという形で、新たな方法をとる形で提案されております。突然の大雨などの対応に対して、この重要箇所を把握できるようにするためには、カメラの設置や有効的な方法等について関係課と協議を検討していきたいというふうに考えております。また、道路や用水路等の冠水しやすい場所についても関係課

と協議を行い、監視できる等の仕組みについて検討していきたいというふうに考えております。

先ほど言われましたドローン等につきましては、今後、今ドローンについては遠賀郡消防本部とスカイループジャパン福岡中間店とで防災協定を締結し、災害が発生した場合にドローンを使用した活動支援ができるという形で協定を結んでいるようでございます。雨のときにドローンを飛ばすのは難しいんですけど、そういう形で災害が起こった後状況判断をすることでかかっていうところでは、今、郡消防本部のほうで協定書を結んでおりますので、情報把握としてドローンを飛ばせるっていうところは協定でできているのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

これについてはですね、しっかり検討していただきまして、効果的な運用を図れるようにお願いしたいと思います。

要旨（4）に移りますけども、今回ですね、5月20日に災害対策基本法が改正されております。それで町の取組が前進するのかなというふうに思いますのでお伺いしますけれども、まず、基本法の変更内容についてお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

災害対策基本法の一部改正により、本来避難すべき避難勧告のタイミングでは避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生し、避難勧告と避難指示の違いも十分に理解されていない状況であることから、避難勧告・避難指示を一本化し、従来の勧告段階から避難指示を行うこととし、見直しがされました。そのため避難勧告の一本化については、本庁舎、各施設、町のホームページ、広報紙において周知を図っているところでございます。

もう1つは、個別避難計画の策定です。避難行動要支援者名簿は平成25年に作成が義務化され、芦屋町でも福祉課で避難行動要支援者名簿の作成を行い、各自治区に配付をしております。国は、普及は進んだものの、いまだ災害により多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に問題があることから、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から個別避難行動計画について市町村に作成の努力義務が課せられました。避難行動要支援者の個別計画については避難行動要支援者名簿を作成している福祉課や関係機関と協議を行い、避難行動要支援者名簿の中から実際に被災し得る地域に居住している方を抽出し、順次計画を策定していけるよう努力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、改正点がありました。特にですね、避難行動要支援者の計画策定については、もう本当にですね、頑張っただけで急いで対応してもらいたいと思います。人の命を救う上ではですね、行動計画というのは行動の準拠になりまして、非常に重要なものだと思います。これについてしっかり取り組んでいただきたいと思います。私自身はそれ以外にもですね、常々申し上げておりますとおり、この避難する計画、マイ・タイムラインについては全員のものをですね、中にはハザードマップでほとんど避難しなくてもいいという方もおられるかと思うんですけども、タイムラインの普及啓発を強化すべきではないかと考えるわけですね。

これについて、どうお考えなのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

マイ・タイムラインの普及啓発については、町の避難訓練実施の際に訓練参加者にマイ・タイムラインの作成資料の配布や、町のホームページでの掲載を行っているのが現状でございます。コロナ禍の中でなかなか思うように自治区の支援を行うことが難しいですが、強化を進めていくためには浸水想定区域や土砂災害区域の自治区に出向いて、避難行動要支援者の個別計画と併せてマイ・タイムラインの作成について、出前講座の開催や研修などを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

常々これは私が要望してるところですので、今後とも要望していきたいと考えます。

なお、そういったことで一つ提案なんですけども、今年度ハザードマップ、それから地域防災計画の見直しを今後策定される、年度内に完成するという事なんですけれども、その中でですね、このマイ・タイムラインの作成要領について、今、ホームページ等で掲載はされているわけなんですけども、私はこの改正されるハザードマップの参考資料の中にですね、記載していただければ、皆様がハザードマップを見ながら自分のタイムラインを確認できるような環境が整いますので、これについて掲載すべきではないかと考えますがいかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

今、議員が御指摘されました御意見という形の中でハザードマップを今年度、見直しを今やっているところでございます。このハザードマップの中にマイ・タイムラインの作成資料を掲載することにつきましては、まだ作成中でございますので検討していきたいというふうに考えておりますし、このハザードマップとマイ・タイムラインの内容が一緒に掲載されることは、その中でマイ・タイムラインを作成することができ、一目で分かりやすく、一緒に保管できるというよい利点があるのではないかと考えておりますので、これは作成資料をこの中に入れるような形で今後検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

ぜひともですね、町民の皆様にこれを活用していただきまして自分の避難計画をつくっていただく、そういったことで普及啓発に努めて私自身もまいりたいと思いますので、御支援を賜りますようよろしくお願いします。

要旨（5）なんですけども、訓練ですけど、今回もやっていただきましたがコロナ禍ということで成果もそこそこだったようには感じますけど、やはり防災・減災の課題を洗い出すためにはですね、やっぱり訓練をやっていかないと、なかなか何が問題なのか分からない。計画してるんだけど、それが実際に行動してみるといろんな問題が出てくるわけですね。

そういうことで訓練に当たってはですね、私は中期的な防災訓練、これについてやっぱり考える必要があると思います。現在、年に1回または今強化して2回ぐらいやろうという町のお考えのようではありますが、これはですね、ある程度の進捗が進めばそれでいいんですが、今いろんな問題を抱えている中で訓練というのはたくさんやっぱりやる必要がある。町の職員の皆さんの動きのこともありますし、対策本部の設置に関しても実際にみたらどうなのかと。あんまり私も議員になって見たことがありませんので、もう少しやっぱりいろんな訓練をやったほうがいいと思います。この地域防災計画の策定が必要と考えますが、この点いかがでしょうか。

○議長 辻本 一夫君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

訓練に関しましては主に、先ほど言われました町民を対象とした避難訓練を年2回実施するよ

うに計画をしております。訓練内容につきましては、6月頃に梅雨の出水期を迎える時期を想定した洪水避難訓練、11月には地震・津波を想定した避難訓練を計画し、町民の避難を促すための意識づけや啓発の促進を図っております。今後とも継続して訓練は実施していきたいと考えております。

また、中期的な計画の策定につきましては各自治区の地域状況、地区状況に応じて考えていく必要があるため、今後の検討課題であると考えてます。芦屋町では水害が一番考えられるため、浸水想定区域に入っている自治区については危機管理専門官と区長とでの協議を行い、どのような訓練等を実施していけばよいか協議を進めていきたいと思っております。職員の危機管理に対する意識の向上や災害に対しての体制づくり等、職員の災害に対するスキルアップを図るための訓練も危機管理専門官と協議を行い、検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

訓練はですね、やっぱり実際の場の状況をよく勘案しながらですね、検証していくということが重要かと思っております。その中で課題を抽出して今後の対策を講じていくと。これはもう続けていかなければ防災・減災の対策にはなりませんので、くれぐれもその辺りは肝に銘じて対応していただきたいと思っております。

要旨（6）ですけれども時間が10分切りましたので、ありませんので、私がここで申し上げたいのは、実は地域防災計画の中にこの備品とか資材のですね、備蓄に関してはそういった基本計画を策定するように記載があります。それはつくっていたほうが、当然つくるべきだと考えるわけですけれども。

今ですね、各自治体ではですね、避難所の運営それから備品、こういったものでよく新聞掲載がございまして。特に避難所、小学校のマンホールの上にトイレをつくるとかですね。あと、備品関係ではいろんなコロナもあるんでしょうけど、赤ちゃん、それから液体ミルク、これも当然、前回は「考えてますよ。」という話でした。あと、女性の生理用品ですね。そういったものも含めて準備をしていかなくちゃいけないということがございますので、備品の準備もしっかりやっていただきたいなと思っております。防災・減災対策は町民の生命、生活に関わる課題であります。重要な課題ですので、しっかり取り組んでいただきたいと考えます。

件名2、遺族の手続一括対応についてです。

実はですね、亡くなられた方の遺族が手続で町に来られるわけですけど、複数の窓口を回らなくてはならないと。で、そういった中で新聞掲載を見ますと、いろんな自治体でそういったお悔

令和3年第3回定例会（松岡泉議員一般質問）

やみ窓口を設けて対応してるところがございます。

それでちょっとお伺いしますけども、芦屋町の遺族手続内容と窓口の対応はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

住民課長。

○住民課長 溝上 竜平君

遺族の方の手続内容と関係窓口の対応状況について答弁させていただきます。

住民の方がお亡くなりになったとき遺族が行う行政手続につきましては、お亡くなりになった方の年齢や状況によって対応する部署が変わってまいります。現在、芦屋町では7課10係にて対応しているところではございますが、今回は手続の起点となります住民課の私のほうから、これらを一括して説明させていただこうと思います。

最初に、住民の方がお亡くなりになったとき役場住民課に死亡の届出が必要となりますが、大半は葬儀の準備などで忙しい遺族に代わって葬儀社が代行しています。この届出を受け住民課では、お亡くなりになった方の状況に合わせて必要書類の一覧などを作成・通知しており、後日、遺族の方がスムーズに手続が行えるよう対応しております。遺族の方は葬儀の後おおむね1週間以内に必要書類を持って住民課に来庁されていますので、それから様々な手続を行っていただいています。

次に、各課で対応している主な手続について触れてまいります。

まず、住民課では国民健康保険に加入されている方などの保険の喪失や葬祭費支給の手続、年金受給者の未支給年金に係る手続などを、福祉課では身体障害者手帳等所持者の手帳返還の手続などを、健康・こども課では児童手当をはじめとする各種手当の廃止または受取人変更手続などを、税務課では相続人代表者などに係る手続などを行っています。次に、環境住宅課では町営住宅に係る世帯員の減員の手続、都市整備課では下水道使用料に係る井戸水世帯の減員などの手続、学校教育課では給食費に係る廃止手続などを行っており、お亡くなりになった方の状況に合わせて様々な組合せにて対応しております。

最後に、各課の窓口の対応状況について説明いたします。

先ほど申し上げましたとおり遺族の方は葬儀後、手続に必要な書類を持参され住民課に来庁されます。このとき住民課のローカウンターにおかけいただき各種手続を進めていくわけですが、庁舎1階同フロアにある住民課、福祉課、健康・こども課、税務課の4課に係る手続については、遺族の方が窓口を移動することなくワンストップの形で行っています。ただし、他フロアにある環境住宅課、都市整備課、学校教育課に係る手続については当該課まで遺族の方に移動していただき、手続を行っていただいているような状況でございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

答弁にございましたようにワンフロア、1階だけで済む場合は一括対応と同じような状況になってるとお伺いしましたけども、中にはですね、いろんな顔もあってですね、今落ち込んでる状況で大変な中でありますけども、手続をしなければならないということで役場内を悲しみながら回っておられる、そういう状態をよく見かけます。そういうことで新聞掲載を本当見てみますとですね、お悔やみ窓口を設けたりハンドブック、まあこれは町の対応で事前に連絡されてるというお話も聞いております。

それはそれとして、やはりそういった町民の苦しんでおられる方に対する寄り添う町の姿勢というのはですね、本当に重要なことじゃないかと思えます。そういう意味で、一括対応についての検討ができないのかお伺いいたします。

○議長 辻本 一夫君

住民課長。

○住民課長 溝上 竜平君

今後の遺族の手続の一括対応について、福岡県内の現状などを触れながら答弁させていただきます。まず、各種・複数の行政サービスを1か所で手続を可能とする窓口のことを、一般的に総合窓口と呼びます。福岡県内60の自治体のうち8つの自治体で総合窓口が導入されていますが、実際に遺族の方が移動せずワンストップで手続が完了する自治体は4自治体のみとなっています。また郡内3町においても、遺族の方がそれぞれの部署を移動して手続を行っていただいているような状況です。このことから、ワンストップで遺族の手続が完了する自治体は少ないことがお分かりいただけると思います。

一方、芦屋町では先ほど要旨1でも触れましたように庁舎1階同フロアにある民生部門4課での遺族の手続はワンストップで対応していますが、他フロア3課については移動していただいています。現状、部分的なワンストップ窓口という運用となっていますが、実態としては他フロア3課に移動する必要のある遺族の方は少なく、約9割の方が民生部門4課で手続が完了しております。このことなどを踏まえますと、一定以上ワンストップの対応はできていると感じておりますので、今後とも現状どおり対応してまいります。

ただし、町としては住民に分かりやすく、優しい、そして迷わない窓口にするための改善は常に考えていく必要があります。昨年度はハイカウンターをローカウンターに変更するなどの改善を行いました。本日、松岡議員からいただいた御意見は今後の窓口改善に向けた検討課題の一つとし

令和3年第3回定例会（松岡泉議員一般質問）

て賜り、活かしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

周辺を見ますと、まだまだそこまで進んでないという答弁もございましたが、私はやはりですね、こういった悲しみに打ちひしがれている状況にある町民の皆さんに、本当に手続に関してはですね、町のサービスはどのように向上してると。また、カウンターの前ではなかなかそういったですね、周りの方に御迷惑、お客さんもおられますのでその辺りをよく配慮していただきまして、必要であればどっかの一つの部屋でもですね、そこに皆さん担当課の方が出向いていただいでですね、少しでも和らげられるようなサービスをしていただければ、本当に町の皆さんは喜ばれるんじゃないかなと思います。

そういうことで、行政も大変でしょうけどこの辺りを検討していただきまして、よい町になりますように期待しまして私の一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長 辻本 一夫君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。